

# 「宮城県社会的養育推進計画」の概要

## 計画の趣旨

子どもの権利保障及び家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、平成27年3月に策定した「宮城県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、県が行うべき施策の方向性を明確に示す新たな計画を策定するもの。

## 計画期間

- 令和2年度から令和11年度までの10年間
- 令和2年度から令和6年度までを前期、令和7年度から令和11年度を後期として、各期の期末及び中間年を目安として、進捗の検証や計画の見直しを行う

## 計画の位置付け

「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」を上位計画とした個別計画のひとつ

## 基本理念

「子どもの権利保障」及び「家庭養育優先の原則」

## 推進する取組内容

### 現状と課題

#### 1 当事者である子どもの権利擁護の取組

【現状と課題】  
一部の施設では子どもが意見を表明し、第三者が代弁する体制が構築されているが、その他の施設及び里親では未構築。

#### 2 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

【現状と課題】  
・ 県内の全市町村で要保護児童対策地域協議会が設置・運営されている。  
・ 県内市町村の子育て世代包括支援センター設置14自治体、市町村子ども家庭総合支援拠点設置4自治体であるが、それぞれ、令和2年度、令和4年度までに自治体での設置が求められている。  
・ 県内では1つの社会福祉法人が児童家庭支援センターを運営。

#### 3 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

・ 令和元年度から令和11年度までの推計児童人口及び平成20年から平成30年までの代替養育児童数の児童人口に占める割合をもとに、令和11年度末の代替養育を必要とする児童人口を287人と算出(H30年度末：281人)。  
・ 子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者への相談・支援体制の充実を図り、代替養育を必要とする子ども数の減少を目指すもの、児童虐待相談件数等が増加傾向にあること、また、保護を要する子どもの十分な受け皿を確保するためにも、代替養育を必要とする子ども数は増加するものとして算出。

#### 4 里親等への委託の推進に向けた取組

【現状と課題】  
・ 平成30年度末時点での里親委託率は40.2%。  
(全国自治体の数値が公表されている平成29年度では39.7%(5/69位))  
・ 平成28年度からみやぎ里親支援センターけやきを設置し、里親支援事業を実施。児童相談所、施設、市町村等の関係機関との連携強化が求められる。

#### 5 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【現状と課題】  
・ 県内の児童相談所が関わった特別養子縁組の成立状況は平成30年度で3件。  
・ 特別養子縁組制度に関する周知が不十分。

#### 6 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【現状と課題】  
・ H30年度末時点で乳児院26人、児童養護施設142人の子どもが入所。  
・ 宮城県家庭的養護推進計画に基づき、地域小規模化・地域分散化を推進しており、R1年9月時点で県内の全5養護施設において、地域小規模児童養護施設を運営しているが、更なる取組が必要。  
・ 小規模化、地域分散化、機能転換のために、職員増員、専門性強化が必要。

#### 7 一時保護改革に向けた取組

【現状と課題】  
・ 意見箱の設置やアンケート調査により、子どもの意見表明の機会を設けている。  
・ 一時保護期間の長期化、一時保護環境の多様性確保が不十分。

#### 8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【現状と課題】  
・ H29年度より、退所後のアフターケアを行う社会的養護自立支援事業を実施。  
・ 関係機関への事業の周知、対象者と入所中からの信頼関係構築など効果的な実施が求められる。

#### 9 児童相談所の強化等に向けた取組

【現状と課題】  
・ 児童福祉法の改正により、児相の体制強化のため、職員の増員及び専門性強化が求められている。  
・ また、業務評価などにより、業務の質の向上が求められているが、県内における評価体制は構築されていない。

### 主な取組内容と指標

○ 第三者による当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策の取組を推進。  
○ みんなの権利ノートの作成（里親版）及び改訂（施設版）を行う等、子どもの年齢や特性に応じた説明・権利擁護に係る教育がなされるよう取組を推進。

○ 要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置・運営に関する支援を行い、市町村の子ども家庭支援体制の構築に取り組む。  
○ 児童家庭支援センターと関係機関の連携強化を図ると共に、職員の専門性強化を支援。  
【指標】各自治体における設置運営数  
市町村子ども家庭総合支援拠点 R1年度：4自治体→R4年度：全自治体  
子育て世代包括支援センター R1年度：14自治体→R2年度：全自治体

○ 里親等委託率の目標値を設定。  
○ 児童相談所、みやぎ里親支援センターけやき、施設の機能強化・充実とともに、各機関の連携を強化し、里親委託の推進を図る。  
○ 里親支援強化・里親の専門性向上に取り組み、委託後の安定した養育環境の提供に努める。  
【指標】里親委託率 H30年度：40.2%→R11年度：61.3%  
里親登録世帯数 H30年度：176 →R11年度：299

○ 特別養子縁組制度について、里親制度と併せて広く周知されるよう普及促進に努める。

○ 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換について早期に整備が図れるよう支援。  
○ 施設職員の人材確保及び専門性強化について、施設と共同で取組む。  
【指標】施設定員数（本体施設、地域小規模）  
R1年度：乳児院85、養護施設375（321、54）  
→R11年度：乳児院55、養護施設276（180、96）

○ 第三者評価やアドボケート機関の整備を行い、一時保護所に入所する子どもの権利擁護に努める。  
○ 職員の人材育成及び専門性向上に努める。  
○ 子どもの特性等に対応するため、一時保護を行う場所の多様性を確保する。

○ 里親等や施設から委託解除・退所する子どもの自立を図るため、支援体制の充実を図る。

○ 児童相談所の適切な人員配置及び専門性向上に努める。  
○ 他機関との連携を強化し、より効果的な相談支援体制の構築。  
○ 第三者評価による、業務の質の向上を図る。  
【指標】法令等による職員配置 児童福祉司 R1年度：32人→R4年度：48人